

京都市人権教育・啓発推進計画（第2次）（仮称）  
～ だれもが自分らしく生きることのできる社会をめざして ～

中間案（骨子）

計画の基本的な考え方

計画の目標・計画期間

- 「明日の京都」に掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けて、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること
- 計画期間：2016年(平成28年)1月から2026年(平成38年)3月まで

計画の目標実現に向けた基本的な考え方 **【新規】**

- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
- 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること
- 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、支え合うこと

人権教育・啓発の推進に関する基本方針

- 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 生涯学習としての人権教育・啓発
- 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権問題の現状等と今後の取組の方向

- 社会・経済情勢の変化に伴い、新たな人権問題が顕在化。こうした人権問題の多様化・複雑化にも対応した取組が必要

同和問題

- 特別対策の結果、物的な基盤整備は概ね完了。特別対策終了後は、地域改善対策協議会の意見具申（1996(平成8)年）が示した基本認識の下、現行制度を的確に運用し課題解決に向けた取組を推進
- 同和地区出身者に対する差別や偏見については、結婚に関わる問題や、戸籍謄本等不正請求事件、土地調査問題、インターネットを利用した悪質な書込み等で顕在化する場合があります、引き続きその解消に向けた、効果的な啓発活動を推進
- 福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点として、隣保館が幅広く活用され、必要な施策を適切に実施するなど、課題解決に向けた取組を推進

女性

- 性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が存在

- 京都府男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むとともに、女性の人権が尊重される社会の実現に向け、職場や家庭で女性の活躍できるための環境整備などの施策を推進
- ドメスティック・バイオレンス（DV）や、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等、女性に対する人権侵害やあらゆる暴力の根絶に向けて、関係機関との連携により、啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない被害者支援等を推進

### 子ども

- 重大な人権侵害である児童虐待、いじめ・体罰等は依然として深刻な問題であり、インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなどの犯罪も増加。子どもの生命が失われる事件も後を絶たず、子どもの貧困も含め、子どもの人権を取り巻く環境は厳しい状況
- 子どもや青少年の意思が尊重され、権利保障に配慮した環境づくりを推進するとともに、家庭が子どもの発達段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援
- 児童虐待の未然防止・迅速かつ適切な保護や、児童ポルノの根絶など、子どもが安心・安全に暮らせる取組を推進
- いじめの未然防止・早期発見・早期解消に取り組むとともに、いじめや非行・不登校等の個々の事象に対応できる相談指導体制、学校・家庭・地域社会が連携した取組を推進
- 京都府子どもの貧困対策推進計画に基づき、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会に向けた取組を推進

### 高齢者

- 高齢化の一層の進展、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加する中、高齢者が年齢にかかわらず社会参加でき、いきいきと暮らしていける社会に向けた取組が必要
- 京都府高齢者健康福祉計画〔京都府高齢者居住安定確保計画〕に基づき、医療・介護・介護予防、住まい及び日常生活の支援を一体的に行う「地域包括ケアシステム」の一層の推進
- 高齢者に対する身体的・精神的虐待、身体拘束等の人権侵害が発生しており、虐待を受けたり、判断能力が不十分な高齢者の権利擁護を推進するとともに、養護者・家族介護者への支援や介護負担の軽減等の取組を推進
- 京都府福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者等が暮らしやすいまちづくりを推進

### 障害のある人

- 依然として誤解や偏見による差別的言動や、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象が発生しており、精神障害や難病等をはじめ、障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発などの取組が必要
- 障害のある人がすべてのライフステージで、社会・経済・文化等に平等に参加、活動できるよう、障害のある人の意見等も踏まえながら、京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例や、京都府障害者基本計画に基づいた取組を推進
- 虐待を受けた障害のある人に対する保護・自立支援や、養護者・家族介護者への支援や介護負担の軽減等の取組を推進
- 障害及び障害のある人に対する理解と交流の促進や、障害のある子どもたちへの就修学支援、働く意欲のある障害のある人の雇用・就労の促進
- 京都府福祉のまちづくり条例に基づき、障害のある人等が暮らしやすいまちづくりを推進

## 外国人

- 新たに日本で生活する外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いによる日常生活上の問題や相互理解が十分でないことによる偏見や差別などの問題が存在
- 従来から京都府に生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や教育、住居、就労、結婚などの問題が存在。また、在日韓国・朝鮮人など、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が存在
- 京都府外国籍府民共生施策懇談会等への参加等、地域づくりへの外国籍府民の参画を促進
- 異なる文化や考え方を理解し互いを尊重し合う「多文化共生社会」の実現に向け、民族・国籍等による差別を許さない地域づくりや啓発を推進
- (公財) 京都府国際センターを中心に関係機関と連携し、災害時支援体制の構築や生活支援、就学支援など、外国籍府民と共に暮らす地域づくりのための取組を推進

## 感染症・ハンセン病・難病患者等

- 府民が適切な医療を受けるための環境整備が必要
- 公的な相談体制の整備を通じた医療機関等との信頼関係の構築等を図る取組の推進
- エイズ、ハンセン病、難病に対する正しい知識の普及、差別や偏見をなくするための啓発活動等の取組の推進

## 犯罪被害者等

- 犯罪被害者等には、事件による直接的な被害だけでなく、心身の不調、司法手続等の負担、プライバシーの侵害、経済的負担等の二次的な被害の問題が存在
- 犯罪等発生直後の病院への付き添いや精神的被害の軽減等の初期的被害者支援の充実
- 犯罪被害者等に寄り添った中・長期に渡るサポート体制の充実と総合的支援の実施
- 犯罪被害者等の置かれている状況への府民理解の促進や支援制度の周知等の啓発の推進

## <社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題>

### インターネット社会における人権の尊重

- インターネット上には、プライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめなど、人権に関わる様々な問題が存在
- 情報モラルとメディアリテラシーの向上、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識について教育・啓発を推進
- 人権を侵害する悪質な情報発信に対し、法務局や他都府県等と連携して当該情報等の削除要請など個別に対応

### 個人情報の保護

- 情報化の進展により、個人情報が独自の価値を持つものとなり、安心して社会生活を営む上で大きな障害となる個人情報の流出や漏洩事件が発生
- 京都府個人情報保護条例等の適正な運用による個人の権利利益の保護
- 個人のプライバシーを守ることの重要性、情報の収集・発信における責任やモラル、身元調査に対する啓発を推進と「事前登録型本人通知制度」の普及に向けた市町村支援

### 安心して働ける職場環境の推進 **【新規】**

- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、長時間労働の是正や仕事と育児・介護との両立を支援し、職場の環境整備を推進

- 職場でのハラスメント防止のため、管理職等に対する研修やセミナーによる意識啓発とともに、就労環境の改善に向けた取組を支援
- 長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業が社会問題化。労働局と連携してコンプライアンスの徹底を図るなど、誰もが働きやすい労働環境の実現に向けた取組を推進

#### **自殺対策の推進** 【新規】

- 自殺の多くは防ぐことができる社会的な問題であり、悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、共に生き、支え合う社会の実現に向け、総合的かつ計画的に自殺対策を推進
- ゲートキーパーの養成など自殺の防止等に関する人材の確保・養成
- 相談・支援体制の充実とともに、自殺未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援や、府民の理解促進、自殺予防の取組を推進

### **<さまざまな人権問題>**

#### **ホームレス**

- ホームレスの自立の支援等に関する法律に基づく自立支援等の総合的な推進

#### **性同一性障害、性的指向**

- 性同一性障害や性的指向への理解と認識を広げるための啓発を推進

#### **刑を終えて出所した人**

- 刑を終えて出所した人が社会復帰できるよう、啓発を推進

#### **アイヌの人々、婚外子、識字問題**

- アイヌの人々、婚外子、識字問題に対する啓発の推進

#### **北朝鮮当局による拉致問題等** 【新規】

- 北朝鮮当局による拉致問題への府民の関心と認識を深めるための啓発を推進

### **あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進**

#### **保育所・幼稚園・認定こども園**

- 保育所・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大事な場
- 家庭や地域と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権尊重の精神の芽生えをはくぐむことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進
- すべての職員が豊かな人権意識を持ち実践できたための研修の充実

#### **学 校**

- 児童生徒の発達段階に応じながら、子どもが人権尊重意識を高め、自分と他者、一人ひとりを大切できるよう、また、シティズンシップ教育等と効果的に関連させ、人権教育を推進
- 学校における人権教育の研究実践を深め、成果を府内の各学校に波及させ、人権教育の一層の充実と指導内容・方法の改善

- 子どもたちが安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進
- 家庭や地域社会などとの連携を深め、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己有用感を高めるための多様な体験活動の機会の充実
- 教職員が心理・福祉の専門家・有資格者、関係機関等と協働して、子どもの人権を巡る実態に適切に対応

### 地域社会

- 地域社会は、地域の人々が互いに思いやり、共に助け合いながらつながりを持つ場
- 自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けていけるよう、効果的な人権教育・啓発を推進
- 市町村の公民館、隣保館等を拠点とした多様な学習機会の提供支援
- 指導者の資質向上を図る研修の充実
- 視聴覚ライブラリーの充実や参加型学習を取り入れた学習資料の充実
- 学校教育との連携のもとに、ボランティア活動など多様な体験活動の機会の充実

### 家庭

- 家庭はすべての教育の出発点であり、人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な場
- 家庭の問題は複雑・多様化しており、家庭教育を支える環境の変化を踏まえた取組を推進
- 親子ともに日常生活における人権感覚を涵養するため、学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりを図る取組等により家庭教育を支援
- 家庭内における人権侵害の発生を未然に防ぐため、家庭支援総合センターや、児童相談所等の専門性を生かし、学校や市町村等との連携の強化、相談活動機能の充実

### 企業・職場

- 企業・職場は、その企業活動等を通じて府民生活に深く関わっており、地域や社会の構成員として重要な役割を担う存在
- 人権が尊重される明るい企業づくりや、就労環境の整備、個人情報管理の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、役職員等を対象とした人権教育・啓発の充実
- 企業・職場での人権侵害を防止し、就職の機会均等を確保するための企業内人権啓発推進員の設置促進や、企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組を支援

## 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

### 教職員・社会教育関係職員

- 教職員：各学校園や京都府総合教育センター等における研修や、教職員の主体的な研修など、教職員のライフステージに応じた研修を推進
- 子どもへの深い愛情や教育への使命感とともに、人権意識の高揚、人権教育に関する知識・技能の向上、また、人権問題の実態に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の専門家との協働や研修実践的な指導力の向上のための取組を推進

- 私立学校や大学等の教職員：人権意識の高揚を図る取組の要請、人権研修の実施
- 社会教育関係職員：地域社会における人権教育に関する認識の深化と、専門性を備えた指導者として資質向上を図るための研修の充実

#### 医療関係者

- 患者のプライバシーへの配慮など患者の人権に対する深い理解と認識が求められる医療関係者及び医療従事者を養成する学校や養成所、医師会等の医療関係団体における人権教育・啓発の充実について指導・要請
- 京都府の医療相談窓口である京都府医療安全支援センターにおける患者や家族の人権に配慮した対応の指導等の実施

#### 保健福祉関係者

- 施設等での虐待事案も踏まえ、保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実に支援
- 保健福祉関係職員を育成する学校や養成所及び研修機関に対する人権教育・研修の充実に指導・要請

#### 消防職員

- 府立消防学校の課程における人権に関する講義での人権に関する正しい知識を修得
- 被災者や患者の人権尊重、プライバシーの保護等、人権意識高揚のための教育の充実

#### 警察職員

- 職場や警察学校における各種教養などの機会を通じて、人権意識をより一層高めるための教育を充実
- 被疑者、被留置者、被害者等の人権への配慮に重点をおいた教育訓練の充実

#### 公務員

- 府職員：職務内容に応じた人権研修の一層の推進。各種の研修教材の整備等による職場研修や自己啓発の支援
- 人権尊重の視点に配慮した施策を推進できるよう、府職員向けの業務を点検するための指標づくり
- 市町村職員：指導者養成研修会等の実施により、積極的に各種情報の提供を行い市町村職員の人権意識の向上を支援

#### メディア関係者

- 府民に対して人権尊重の働きかけを積極的に行うよう、メディア関係者への要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促す

## 人権教育・啓発の推進方策

#### 指導者の養成

- 府民の身近で人権教育・啓発を推進していく指導者について、その養成にあたって研修を創意工夫するとともに、継続的な情報提供等によりその活動を支援

### 人権教育・啓発資料等の整備

- 専門的な研究や、実践的な学習活動の成果を踏まえ、対象者の発達段階や習熟度に応じた効果的な学習教材・啓発資料等を開発

### 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

- 幼児から高齢者まで、対象者に合わせ、生涯学習の視点に立って継続的に実施
- 人権教育は、発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育と社会教育が連携を図りながら推進
- 人権啓発は、人権強調月間（8月）、人権週間（12月）等で社会的気運の醸成を図るとともに、身近なテーマや、様々なメディアの活用、コンクールなど主体的に参加できる手法などにより、親しみの持てる内容となるよう工夫して実施

### 調査・研究成果の活用

- （公財）世界人権問題研究センターや大学等の調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及に努めるとともに、人権尊重の理念を実践していくための方法論の研究が推進されるよう要請

### 相談機関相互の連携・充実 **【新規】**

- 人権問題に直面した際に、身近に相談でき、迅速・的確な対応から救済につながるよう、様々な相談機関等によるネットワークを強化
- 相談機関相互の連携強化や情報交換、相談機能の向上等を目的とした研修等の充実
- 相談等により、把握した人権問題の実際の状況を踏まえた人権教育・啓発を推進
- 様々なメディアを活用した相談機関等の一層の周知

## 計画の推進体制等

### 京都府における推進体制

- 全庁的な組織である「京都府人権教育・啓発推進計画推進本部」により、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的に計画を推進

### 国、市町村、民間団体等との連携・協働

- 国、市町村等の公共団体、NPO等の民間団体との協働関係の構築し、さまざまな機会を通じて、連携・協力して人権教育・啓発を展開
- 市町村の人権教育・啓発施策が、この計画の趣旨に沿って取り組まれるよう支援
- NPO等による自発的な社会貢献活動を行いやすい環境を整備し、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進

### 計画に基づく施策の点検・評価

- 府民意識の把握に努めるとともに、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定し、施策の実施状況を評価し、以後の施策に適正に反映
- 外部有識者により構成する京都府人権教育・啓発施策推進懇話会における評価・検証を通じた施策の点検、計画のフォローアップ

〔目標〕 人権という普遍的文化の構築

目標の実現に向けた基本的な考え方

- 一人ひとりが(の)
- 生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
  - 能力を発揮し、幸福を追求できること
  - 個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、支え合うこと



総合的かつ計画的な  
人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発とは、「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」のこと

人権教育・啓発推進の基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

施策

あらゆる場を通じた  
人権教育・啓発の推進

保育所・幼稚園・認定こども園、  
学校、地域社会、家庭、企業・職場

人権に特に関係する職業従事者に対する  
研修等の推進

教職員・社会教育関係職員、医療関係者、  
保健福祉関係者、消防職員、警察職員、  
公務員、マスメディア関係者

指導者の養成

人権教育・啓発資  
料等の整備

効果的な手法による実施

調査・研究成果の活用

相談機関相互の連携・充実

推進体制

- 全庁的な組織により、関係部局の連携により総合的に計画を推進
- 国、市町村等の公共団体、NPO等の民間団体との協働関係の構築
- 市町村における人権教育・啓発に関する施策を支援
- 行政と、企業、NPO等多様な主体の協働により計画を推進
- 毎年度、実施方針を定め、施策の実施状況を評価し、以後の施策に反映

京都市人権教育・啓発施策推進  
懇話会による評価、施策の点検